

大飯原発控訴審判決

2018年7月4日

名古屋高裁金沢支部が大飯原発3・4号機の運転差止め控訴審で2014年5月の福井地裁による運転差止判決を取り消しました。

原発に肯定的な新聞の社説を見てみましょう。

合わせて、同じ新聞で福井地裁判決時の社説も振り返ります。

156万部

2017年1月～6月平均

(参考資料①)

大飯原発訴訟 政治の覚悟を問う判決だ

7月5日主張

1審を不服として控訴していた関電の主張をほぼ全面的に認めた。
上級審として誤りを正したことになる。

判断基準

名古屋高裁は原発の有する危険性は「社会通念上、無視しうる程度にまで管理・統制されているか否かが検討されるべきである」とした。
1審判決が軽視した「社会通念」の常識を尊重した、明快な論理である。

次のステップ

判決に、福島事故を踏まえて「わが国のとるべき道として原子力発電そのものを廃止・禁止することは大いに可能であろう」とする文言が含まれていることに注目したい。
その是非は、「もはや司法の役割を超え、国民世論として幅広く議論され、それを背景とした立法府や行政府による政治的な判断に委ねられるべき事柄である」と高裁は指摘した。
つまりは、政治の覚悟が厳しく問われているのだ。

2014年5月23日 主張 大飯再稼働認めず 非科学、非現実的判決だ

あまりに非現実的な判断ではないか。(中略)

百パーセントの安全はあり得ない。

これを求めては技術立国や文明社会の否定につながる。(中略)

万が一のリスクについて多くが述べられながら、

原発を稼働させないリスクについては、ことごとく一蹴した。

「電気代の高い低い」は、多くの人や企業にとって死活問題そのものである。(中略)

判決が確定しない限り、審査に適合すれば再稼働は可能だ。

上級審には冷静で合理的な判断を求めたい。

大飯原発控訴審 差し止めを覆した合理的判断

7月5日社説

科学的知見を軽視した1審判決を覆した。妥当な判断である。

判断基準

判決は、原発の稼働を認めるかどうかの判断基準として、危険性が「社会通念上、無視しうる程度にまで管理されているか否かが検討されるべきだ」と指摘した。

「具体的危険性が万が一でもあれば差し止められる」として、「ゼロリスク」に拘泥した1審判決とは対照的である。

次のステップ

原発の再稼働を巡る地裁や高裁の判断は割れている。直ちに法的効力が生じる仮処分で、運転停止に追い込まれた原発もある。エネルギーの安定供給に関わるだけに、下級審の判断で原発の稼働が左右される状況は好ましくない。再稼働の適否を判断する枠組みについては、拘束力のある最高裁の判例が必要ではないか。

2014年5月22日 社説
大飯再稼働訴訟

不合理な推論が導く否定判決

「ゼロリスク」にとらわれた、あまりに不合理な判決である。
(中略) 昨年7月に施行された原発の新たな規制基準を無視し、科学的知見にも乏しい。(中略)
最高裁は1992年の伊方原発の安全審査を巡る訴訟の判決で、「極めて高度で最新の科学的、技術的、総合的な判断が必要で、行政側の合理的な判断に委ねられている」との見解を示している。原発の審査に関し、司法の役割は抑制的であるべきだ、とした妥当な判決だった。各地で起こされた原発関連訴訟の判決には、最高裁の考え方が反映されてきた。福井地裁判決が最高裁の判例の趣旨に反するのは明らかである。関電は控訴する方針だ。上級審には合理的な判断を求めたい。

最後に一言

原発推進バリバリの産経・読売だけ紹介しました。原発事故が発生したら、どれほど甚大かつ長期に「人格権」＝「人の命」を侵害するか？その被害の大きさを知った上で、万一の事故を許すか許さないか？福井地裁は、そんな原発事故は万一でも許されない、と判断し、名古屋高裁は、「社会通念上無視しうる危険性」言い換えれば、万一ならしょうがない、と判断してるわけです。変な話ですけど、事故が全人類を一発で絶滅させるレベルの発電方法だったら、万一の事故も許されないはず。「万一ならしょうがない」と言っ、て、どこかの国がその発電方法を実施することを許せるんでしょうか？原発事故は「万一ならしょうがない」と言えるレベルだって、何を根拠に言ってるんでしょうか？

参考資料

①産経新聞メディアデータ
<http://www.sankei-ad-info.com/data/>
②読売新聞メディアデータ
<http://advyomiuri.com/mediadata/>